

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-②)

政策分野名 【施策名】	水産資源の回復	担当部局名	水産庁 【管理調整課/栽培養殖課/国際課】
政策の概要 【施策の概要】	我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、水産資源の持続的利用を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。 この中、水産資源の持続的利用の確保を図るため、 ①国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 ②持続可能な養殖業・栽培漁業の推進 の施策を行う。	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要 政策	<ul style="list-style-type: none"> ・水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I 2 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 第2 I 3 持続可能な漁業・養殖業の確立 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂) <ul style="list-style-type: none"> III 10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I [4] 1 .(3) iv)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 3. (5)輸出を始めとした農林水産業の成長産業化 ・規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> II 3. 成長の加速や地方を含めた経済活性化に資する規制改革 ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 1. (7) iii)スマート水産業の推進 13. (2) iv)水産業の成長産業化 	政策評価 実施予定時期	令和5年8月

(政策分野②)

施策(1)	国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	資源管理指針・計画に基づく資源管理を、大宗の漁業者の参画を得て全国的に推進するほか、国際機関(注1)や二国間の漁業協力等を通じて公海域等における資源管理の推進及び海外漁場の確保を図るとともに、資源を共有する周辺諸国・地域との連携・協力を強化することにより、国際的な資源管理を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	資源管理の高度化										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	57.8%	令和元 年度	65.4%	令和12年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
ア 資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種(注2)が占める割合									-	-	57.8%
					-	-	57.8%	50.6%			
	把握の方法		国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。								
	達成度合いの判定方法		$\text{達成度合い(\%)} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
					O-差						【測定指標の選定理由】 令和元年度より、改正漁業法に基づく資源管理を推進するため、新しい資源評価が開始されたところであり、これに基づく測定指標として、資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種が占める割合を選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和12年度の目標値として、令和元年から起算して直近15年間のうち最大の値を設定した。令和元年度から令和12年度の目標年度まで毎年0.7%ずつ段階的に増加するように年度毎の目標値を設定した。

(政策分野②)

目標② 【達成すべき目標】		国際機関や二国間の漁業協力等を通じた国際的な資源管理の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
ア 国際機関による資源 管理対象魚種及び 漁業協定数					92魚種 53協定	平成28年度	対前年 増 又は同数	各年度	対前年 (28年 度: 92 魚種、 53協 定)増 又は同 数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数
	93魚種 53協定	96魚種 53協定	86魚種 52協定	80魚種 51協定							
	把握の方法		水産庁国際課調査により把握。								
達成度合いの 判定方法		国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大目標値以上のときはA(おおむね有効)、その他のときはC(有効性に問題がある)とする。									

(政策分野②)

施策(2)	持続可能な養殖業・栽培漁業の推進											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する資源造成型栽培漁業(注4)の推進、環境負荷の少ない持続的な養殖業(注5)による漁場環境の改善の推進等により、我が国排他的経済水域(注6)等における資源管理の強化を図る。											
目標① 【達成すべき目標】	種苗放流等による資源造成の推進と漁場環境への負担の少ない養殖業の確立											
ア 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			
	1,713千トン	平成22年度	1,739千トン	令和4年度	1,728千トン	1,730千トン	1,733千トン	1,735千トン	1,737千トン	F↑一直	【測定指標の選定理由】 水産資源や漁獲量が減少する中、消費者ニーズの高い水産動植物を安定的に供給している養殖業等の生産を増大させることが、水産資源の回復・管理に繋がることから、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針において、平成22年度から令和4年度までに、主な栽培漁業対象魚種の生産量について12千トン増、養殖業の生産量について14千トン増を目指すこととしているため、同目標を目標値とした。 各年の目標値については、前年度の目標値に平成22年度から令和4年度までの増加目標26千トンを12年で除した数値(2.2千トン)を加えた値として選定した。	
	把握の方法	主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握。(年度ごとの実績値に、直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値を記載。)										
達成度合いの判定方法	達成率=(直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値)÷(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											

(政策分野②)

イ 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画(注7)策定海面における生産量の割合	76.1%	平成22年度	90.0%	令和4年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	F=一直	<p>【測定指標の選定理由】 漁場環境の悪化を防止し、持続的な養殖生産を実現するため、養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を促進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を高める必要があることから、「海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合」を測定指標として設定した。</p>
					91.0%	91.4%	89.3%	把握中			<p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、資源管理・漁業経営安定対策と連携することにより、平成22年度の76.1%を令和4年度までに90%とするとしていたが、この政策効果により、現在既に90%を超えているところ。 このため、年度ごとの目標値を見直すこととし、令和4年度目標を近年既に達成していることから「現状維持」とし、平成28年度から令和4年度まで毎年目標値を90.0%と設定した。</p>
	把握の方法	漁場改善計画策定海面での生産量を都道府県を通じて把握。									
達成度合いの判定方法	達成率=(当該年の実績値)÷(当該年度の目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

(政策分野②)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 国際分担金 (昭和26年度) (関連:3-5)	645 (639)	678 (636)	641 (577)	623	(1)-②- ア	-	0075
(2) 国際機関を通じた農 林水産業協力拠出 金(昭和48年度) (関連:3-5,12)	1,906 (1,906)	1,840 (1,840)	1,920 (1,898)	1,775	(1)-②- ア	-	0076
(3) 船舶運航に要する経 費 (-年度) (主)	17,537 (17,343)	24,172 (23,101)	21,919 (20,735)	19,251	(1)-①- ア (1)-②- ア	-	0269
(4) 漁場油濁被害対策 費 (昭和49年度) (主)	25 (21)	25 (21)	15 (11)	20	(2)-①- ア	-	0270
(5) さけ・ます漁業協力 事業費補助金 (昭和53年度) (主)	105 (104)	105 (104)	118 (103)	118	(1)-②- ア	-	0271
(6) 漁業調整委員会等 交付金 (昭和60年度) (主)	181 (181)	181 (181)	181 (176)	181	(1)-①- ア	-	0272
(7) 捕鯨対策 (平成16年度) (主)	5,062 (5,062)	5,072 (5,072)	5,072 (4,924)	4,072	(1)-②- ア	-	0273
(8) 漁業資源調査に要 する経費 (平成18年度) (主)	3,389 (3,305)	5,909 (5,569)	5,429 (4,736) (205 翌年度 繰越)	6,005	(1)-①- ア (1)-②- ア	-	0274

(政策分野②)

(9)	内水面漁業対策 (平成19年度) (主)	710 (695)	815 (804)	811 (767)	825	(2)-①- ア	-	0275
(10)	有明海のアサリ等の 生産性向上実証事 業 (平成20年度) (主)	325 (325)	325 (325)	325 (309)	325	(2)-①- ア	-	0278
(11)	養殖対策 (平成22年度) (主、関連:3-12)	245 (234)	582 (357)	387 (267.2)	387	(2)-①- ア	-	0276
(12)	EEZ内資源・漁獲管 理体制強化事業 (平成30年度) (主)	589 (554)	1,205 (1,159)	1,332 (1,157)	1,346	(1)-①- ア (1)-②- ア	-	0277
(13)	漁場環境改善推進 事業 (平成30年度) (主、関連:3-12)	185 (180)	178 (175)	157 (149)	152	(2)-①- ア	-	0279
(14)	厳しい環境条件下に おけるサンゴ礁の面 的保全・回復技術開 発実証事業 (平成30年度) (主)	150 (147)	153 (152)	153 (152)	152	(2)-①- ア	-	0280
(15)	スマート水産業推進 事業 (平成31年度) (主)	-	511 (468)	457 (414)	554	(1)-①- ア	-	0281
(16)	浜の活力再生・成長 促進交付金 (平成17年度) (関連:3-23,24)	5,917の 内数 (4,978の 内数)	6,212の 内数 (5,809の 内数)	3,459の 内数 (3,160の 内数)	2,655の 内数	(1)-①- ア	-	0307

(政策分野②)

(17)	国際的水産資源管理等促進事業 (令和2年度) (主)	-	-	402 (323)	-	(1)-②- ア	-	0282
(18)	漁獲情報等デジタル化推進事業のうち水産流通適正化に係る電子システム対策事業	-	-	255 (翌年度繰越)	-	(1)-①- ア	-	0336
(19)	国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業 (平成23年度) (主)	41 (41)	41 (41)	-	-	(1)-②- ア	東シナ海・北太平洋等における中国、台湾漁船等の漁獲の急激な拡大に対し、資源管理を強化するとともに、その取組を通じて我が国漁船の操業機会を確保するため、規制強化や漁場利用ルール作成等に必要の情報収集・分析及び情報発信、事故・トラブル防止等の取組を実施するものであり、国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大、及び国際的な資源管理の推進に寄与する。	-
(20)	包括的な国際資源管理体制構築事業 (平成27年度) (主)	447 (443)	474 (472)	-	-	(1)-②- ア	高度回遊性魚類であるかつお・まぐろ類は、海域ごと等における5つの地域漁業管理機関による国際的な資源管理が行われており、生産・消費の双方において責任ある立場に置かれている我が国は、全ての地域漁業管理機関に加盟し、科学的根拠に基づき国際的な資源管理に積極的に取り組んできたところ。また、底魚類、さんま、いか類等資源についても、平成27年7月に発効した北太平洋漁業資源保存条約により設立された新たな地域漁業管理機関の下で資源管理が行われることになった。本事業の実施により、適正な資源管理措置を包括的に実施し、国際機関による資源管理対象魚種であるまぐろ類等の保存及び管理並びに漁業関連協定の維持に寄与する。	-
(21)	海洋生態系保全動向調査事業 (平成30年度) (主)	16 (16)	16 (16)	-	-	(1)-②- ア	生物多様性条約等に基づいて海洋保護区の適切な設置と管理の充実が求められており、国内外の優良事例について調査・分析を行った上で、我が国における管理措置等の提言を行う。また、ワシントン条約等において、必要以上に漁業の規制強化を図る動きへの適切な対応が必要となっており、国際的な議論等を調査・分析し、科学的根拠に基づいて主張していく。 これらの取組を通じて、国際的な資源管理の推進や海洋生態系の保全、水産資源の持続的利用に寄与する。	-
(22)	漁業法 (昭和24年)	-	-	-	-	(1)-①- ア	漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的としている。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(23)	漁船法 (昭和25年)	-	-	-	-	(1)-①- ア	漁業の合理的発展のため、漁船の建造等の許可制度及び登録制度により管理し、かつ、漁船の検査及び試験を行い、漁船の性能の向上を図り、漁船の大きさ(トン数)や性能を管理することにより、水産資源の乱獲を防止し、水産資源の保護及び漁業調整に寄与する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(24)	水産資源保護法 (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①- ア	水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-

(政策分野②)

(25)	外国人漁業の規制に関する法律 (昭和42年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	外国人が漁業に関してする我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定めることにより、我が国漁業の正常な秩序の維持(資源管理等)に支障を生ずるおそれがある事態に対処することが可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(26)	海洋水産資源開発促進法 (昭和46年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(27)	沿岸漁場整備開発法 (昭和49年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進及び主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	-
(28)	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、漁業の発展と水産物の供給の安定を目的とする。 漁獲可能量の適切な管理等を実施することにより、水産資源の適切な保存及び管理が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。 ※令和2年12月の改正漁業法施行に伴い、本法律は廃止。	-
(29)	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成8年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	我が国排他的経済水域における外国人による漁業等に対する許可等を行い、その漁獲枠を適切に管理することで資源管理の着実な実施が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	-
(30)	持続的養殖生産確保法 (平成11年)	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることを目的とする。 漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持に取組むことにより、持続的な養殖生産の確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		31,558 <5,917>	42,282 <6,212>	39,574 <3,459>	35,786 <2,655>	参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	
政策の執行額[百万円]		31,196 <4,978>	40,493 <5,809>					

(政策分野②)

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 漁場復旧対策支援 事業 (平成24年度)	713 (523)	582 (512)	420 (292)	245	(1)-①- ア	-	復-0104
(2) 【参考:復興庁より】 被災海域における種 苗放流支援事業 (平成24年度)	775 (506)	708 (491)	653 (529)	529	(1)-①- ア	-	復-0105
(3) 【参考:復興庁より】 放射性物質影響調 査推進事業 (平成24年度)	336 (249)	327 (255)	317 (265)	317	(1)-①- ア	-	復-0106
(4) 【参考:復興庁より】 水産業共同利用施 設復旧整備事業 (平成24年度)	2,349 (1,897)	598 (520)	1,560 (1,379)	-	(1)-①- ア	-	復-0107
(5) 【参考:原子力規制 委員会より】 放射能調査研究に 必要な経費 (昭和32年度)	122 (121)	118 (108)	121 (103)	121	(1)-①- ア	我が国周辺海域及び原子力艦寄港海域に生息する海産生物と漁場環境の放射能水準(バックグラウンド値)を把握することによって、水産業の健全な発展に資する。	確認中
					参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

(政策分野②)

参考資料

1. 用語解説

注1	国際機関	ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置された機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。
注2	漁獲の強さが適正な水準にある魚種	新たな資源評価が行われている魚種のうち漁獲の強さ(漁獲圧)が最大持続生産量(MSY)を実現する水準を下回るもの又は親魚量がMSYを実現する水準を上回るものとする。なお、従来の資源評価が行われている魚種については、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位又は高位にあるものを適正な水準にあるものとする。
注3	IUU	IUUとは、Illegal Unreported and Unregulated(違法・無報告・無規制)の略称。
注4	栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。
注5	持続的な養殖業	魚類養殖の際にサンマ等の生餌を過剰に使うことにより、漁場環境が悪化し、養殖魚の病害の発生、赤潮の発生等の原因となることから、継続的に養殖ができるような漁場環境を維持すること。
注6	排他的経済水域	沿岸国の領海基線から200海里(約370km)までの海域(領海部分を除く)であって、この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国に主権的権利が及ぶとされる海域。
注7	漁場改善計画	養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを行うための計画。

(政策分野②)

施策(1)											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		浜プランの実施により、各地域の収入向上とコスト削減に取り組み、漁業所得の向上を目指すとともに、経営として漁業を行う者の大半が漁業収入安定対策事業に加入しつつ、それぞれの経営に合った施策を活用すること等により、より収益性の高い漁業経営を実現することを目指す。また、漁業経営の体質強化、融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実施、担い手の確保と人材の育成、安全対策の強化等により、活力ある漁業生産構造の確立を目指す。									
目標① 【達成すべき目標】		浜プランの着実な実施									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
ア 各年度の漁業所得 向上目標を達成した 地区の割合	68%	平成27 年度	70%	各年度	70%	70%	70%	70%	70%	F＝一直	【測定指標の選定理由】 水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)では、浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。)について、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととされている。 これを踏まえ、浜プランを實踐して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。
					68%	66%	58%	45%			
	把握の方法		水産庁調査により把握。								
	達成度合いの 判定方法		達成率＝(各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合)／(目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

(政策分野⑳)

目標② 【達成すべき目標】		資源管理・収入安定対策の推進									指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							
	基準年度	目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度					
ア 漁業収入安定対策 事業加入漁業者による 漁業生産の割合	-	平成22 年度	90%	令和4年度	80%	82%	84%	86%	88%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保することにより、我が国の水産物の自給力を維持・強化していくため、漁業収入安定対策事業に加入する者による漁業生産の割合を測定指標とした。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 24年度を70%とし、毎年2ポイントの増加を目指すとともに、令和4年度に90%とすることを目標値とした。	
					70%	74%	77%	83%				
	把握の方法		水産庁調査により把握。									
達成度合いの 判定方法		$\text{達成率} = (\text{漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合}) / (\text{目標値}) \times 100\%$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

(政策分野⑳)

目標③ 【達成すべき目標】		担い手の確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
ア 新規漁業就業者数	1,867人	平成22年度	2,000人	各年度	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	F＝一直	<p>【測定指標の選定理由】 漁業就業者数は、平成20年の22万人から平成28年には16万人に減少し、特に45歳未満の漁業就業者数は、平成20年と比較し約9千人減少している。このような状況の中、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業生産構造を維持するためには、45歳未満の就業者数を全漁業就業者数の45%程度に維持する必要があることから新規漁業就業者数を測定指標とした。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 上記理由から、2,000人の若い漁業就業者を確保することを目標値とした。</p>
					1,971人	1,943人	1,729人	把握中			
	把握の方法		水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。 令和2年度実績値については令和3年10月上旬頃把握予定。								
達成度合いの判定方法		達成率＝(当該年度の新規就業者数)／(目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

(政策分野⑳)

イ 漁船の事故隻数	662隻	平成23年～平成27年	587隻未満	令和2年	632隻未満	617隻未満	602隻未満	587隻未満	-	F↓一直	<p>【測定指標の選定理由】 第10次交通安全基本計画(平成28年度～平成32年度)では、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数について、第9次交通安全基本計画期間の船舶事故隻数の年平均(2,256隻)を令和2年(第10次交通安全基本計画の最終年)までに少なくとも2,000隻未満とすることとしている。 これを踏まえ、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数のうち新たな測定指標である「漁船の事故隻数」を測定指標として選定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第10次交通安全基本計画期間において、第9次交通安全基本計画期間の漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を除く)の年平均(662隻)を令和2年までに少なくとも587隻未満とすることを目標とする。 (注)交通安全基本計画期間の船舶事故隻数は、本邦に寄港しない外国籍船舶を除く。 (注)根拠とする数値は暦年で計上している。</p>	
	把握の方法		海上保安庁の公式統計「海難の現状と対策」に掲載されている漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を含む)から、海上保安庁への聞き取りで得た本邦に寄港しない外国籍漁船を除いた漁船の事故隻数により把握。									
	達成度合いの判定方法		A(おおむね有効):毎年の目標値未満(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要):毎年の目標値以上であるが、基準値未満の場合 C(有効性に問題):基準値以上の場合									

(政策分野⑳)

施策(2)	漁協系統組織の役割発揮・再編整備等											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業協同組合が今後とも漁業者の生産活動を支えていけるよう、販売事業の強化、信用事業の健全化・効率化等、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する。											
目標① 【達成すべき目標】	漁業協同組合系統(注1)等の再編整備											
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準 年度		目標 年度	年度ごとの実績値	29年度	30年度	元年度	2年度			3年度
ア 沿海地区漁業協同 組合数(出資及び非 出資)	945組合	平成30 年度	883組合	令和3年 度	-	-	941組 合	890組 合	883組 合			S↓-差
	把握の方法		水産庁調査により把握。									
	達成度合いの 判定方法		$\text{達成率}(\%) = (\text{実績値} - \text{基準値}) / (\text{目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

(政策分野⑳)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 に要する経費 (平成13年度) (関連:3-11)	17,371 (17,371)	17,228 (17,228)	17,637 (17,632)	17,461	(1)-③-ア	-	0218
(2) 漁業共済事業実施 費補助金 (昭和39年度) (主)	360 (360)	361 (361)	252 (252)	252	(1)-②-ア	-	0283
(3) 水産金融総合対策 事業 (昭和44年度) (主)	217 (178)	691 (666)	9,858 (8,969)	7,945	(1)-②-ア	-	0284
(4) 水産業改良普及事 業交付金 (昭和58年度)	69 (69)	69 (69)	69 (66)	69	(1)-③-ア	-	0285
(5) 有害生物漁業被害 防止総合対策事業 (平成27年度) (主)	469 (459)	405 (397)	355 (349)	380	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0286
(6) 福祉対策事業 (平成20年度) (主)	200 (200)	200 (200)	180 (180)	180	(1)-③-ア	-	0287
(7) 漁業構造改革総合 対策事業 (平成21年度) (主)	5,360 (5,360)	9,081 (5,293)	16,475 (16,475)	1,916	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0289

(政策分野⑳)

(8)	漁場機能維持管理事業 (平成21年度) (主)	5,065 (5,065)	5,115 (5,115)	4,115 (4,115)	115	(1)-②-ア	0	0288
(9)	漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち水産業革新的技術導入・安全対策推進事業 (平成21年度) (主)	28 (24)	14 (13.5)	10 (9.5)	50	(1)-③-ア	-	0290
(10)	漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち漁船安全対策推進事業及び遊漁船安全対策推進事業 (平成25年度) (主)	16 (16)	15 (15)	18 (11)	6	(1)-③-イ	-	0295
(11)	漁業経営セーフティネット構築事業 (平成22年度) (主)	3,061 (3,061)	200 (200)	162 (162)	153	(1)-②-ア	-	0291
(12)	漁業収入安定対策事業 (平成23年度) (主)	11,418 (11,418)	27,984 (27,984)	94,545 (94,545)	20,049	(1)-②-ア	-	0292
(13)	漁業担い手確保緊急支援事業 (令和元年度) (主)	-	100 (翌年度繰越)	100 (100)、 104 (翌年度繰越)	-	(1)-③-ア	-	0299

(政策分野⑳)

(14)	経営体育成総合支援事業 (平成24年度) (主)	771 (752)	796 (761)	691 (679)	677	(1)-①-ア (1)-③-ア	-	0293
(15)	沖縄漁業基金事業 (平成25年度) (主)	1,750 (1,750)	2,000 (2,000)	3,000 (3,000)	-	(1)-②-ア	-	0294
(16)	【TPP関連事業】 水産業競争力強化 緊急事業 (平成27年度) (主)	32,099 (30,845)	26,542 (25,863)	19,000 (17,308)	-	(1)-③-ア	-	0296
(17)	漁協経営基盤強化 対策支援事業 (平成29年度) (主)	153 (102)	236 (205)	231 (157)	246	(2)-①-ア	-	0297
(18)	漁船損害等補償制度 関係事業 (昭和27年度) (主)	7,743 (5,899)	7,609 (5,519)	7,349 (5,278)	7,181	(1)-②-ア	-	302
(19)	漁業災害補償制度 関係事業 (昭和42年度) (主)	8,956 (8,949)	9,830 (9,390)	10,180 (9,739)	10,259	(1)-②-ア	-	303
(20)	水産業成長産業化 沿岸地域創出事業 (平成31年度) (主)	-	618 (553)	10,794 (4,623)	350	(1)-①-ア	-	0298
(21)	浜の活力再生・成長 促進交付金 (平成17年度) (関連：3-22,24)	5,917の 内数 (4,978の 内数)	6,212の 内数 (5,809の 内数)	3,459の 内数 (3,160の 内数)	2,655の 内数	(1)-①-ア (1)-②-ア	-	0307

(政策分野⑳)

(22)	新資源管理導入円滑化等推進事業 (平成30年度) (主)	1,206 (1,206)	136 (136)	-	-	(1)-②-ア	資源再建計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船・休漁等に対する支援を実施し、資源に対し過剰な漁船の円滑な退出を図り、資源の適切な管理及び残存漁業者の収益性を確保することが、漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合の増加に寄与する。	-
(23)	水産業協同組合法 (昭和23年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。	-
(24)	漁船損害等補償法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(25)	中小漁業融資保証法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業者等の経営の安定に寄与する。	-
(26)	漁業災害補償法 (昭和39年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(27)	漁業協同組合合併促進法 (昭和42年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。	-
(28)	漁業近代化資金融通法 (昭和44年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与する。	-
(29)	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-②-ア	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。	-
(30)	沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年)	-	-	-	-	(1)-③-ア	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。	-
(31)	遊漁船業の適正化に関する法律 (平成元年)	-	-	-	-	(1)-③-イ	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-

(政策分野⑳)

(32)	国立研究開発法人水産研究・教育機構法 (平成13年)	—	—	—	—	(1)-③-ア	国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、中長期目標に定める業務を実施する。 水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	—
(33)	保険会社等の異常危険準備金[法人税：租税特別措置法第57条の5、第68条の55] (昭和29年度)	<54> (<56>)	<59> (<58>)	<69> (<60>)	<66>	(2)-①-ア	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等。) 異常危険準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	—
(34)	中小企業等の貸倒引当金の特例(法人税：租税特別措置法第57条の10、第68条の59) (昭和41年度)	<95> (<47>)	<76> (<57>)	把握中	—	(2)-①-ア	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその8%割増しを行う措置。 (※ 割増特例については、2019年3月31日で廃止となりましたが、割増率を2%ずつ段階的に引き下げていく経過措置が設けられた。) 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	—
(35)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減[登録免許税：租税特別措置法第78条の3②] (昭和48年度)	<4> (<3>)	<4> (<6>)	<4> (<2>)	<2>	(1)-②-ア	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	—
(36)	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例[所得税・法人税：租税特別措置法第28条、第66条の11、第68条の95] (昭和50年度)	<0.8> (<0.7>)	<0.6> (<->)	<0.6> (<->)	<0.6>	(1)-②-ア	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。 債務保証の弁済能力の充実により、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	—
(37)	輸入農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置[石油石炭税：租税特別措置法第90条の4] (昭和53年度)	<132> (<174>)	<154> (<235>)	<204>	<204>	(1)-②-ア	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	—

(政策分野⑳)

(38)	国産農林漁業用A重油に対する石油石炭税の還付措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の6] (平成元年度)	<2,576> (<2,388>)	<2,520> (<2,296>)	<2,414>	<2,414>	(1)-②-ア	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
(39)	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	<74> (<51>)	<60> (<251>)	把握中	-	(2)-①-ア	漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体質強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化に寄与する。	-
(40)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(法人税:租税特別措置法第68条の2) (平成13年度)	<321> (<0>)	<1,359> (<0>)	把握中	-	(2)-①-ア	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
(41)	軽油引取税の課税免除の特例[軽油引取税:地方税法附則第12条の2の7] (平成21年度)	<10,593> (<10,178>)	<10,178> (<11,343>)	<11,343>	<11,343>	(1)-②-ア	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
(42)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)[所得税・法人税:租税特別措置法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	<13> (<0>)	<12> (<8>)	把握中	-	(2)-①-ア	青色申告書を提出する漁業者等で、漁業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 漁業者等が行う水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、漁業者等の経営の安定化・活性化に寄与する。	-

(政策分野⑳)

政策の予算額[百万円]	96,312 <5,917>	109,230 <6,212>	195,025 <3,459>	67,289 <2,655>	参照URL https://www.maff.go.jp/i/budget/review/r3/index.html
政策の執行額[百万円]	93,084 <4,978>	101,969 <5,809>			

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年度行政 事業レビュー 事業番号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 共同利用漁船等復 旧支援対策事業 (平成24年度)	228 (106)	287 (213)	287 (61)	152	-	-	復-0108
(2) 【参考:復興庁より】 漁業者・漁協等への 無利子・無担保・無 保証人融資事業 (平成24年度)	1,889 (1,584)	1,545 (1,458)	1,514 (1,387)	1,446	-	-	復-0109
(3) 【参考:復興庁より】 漁業経営体質強化 機器設備導入支援 事業 (平成24年度)	66 (66)	82 (82)	68 (68)	39	-	-	復-0110
(4) 【参考:環境省より】 地球環境保全試験 研究費 (平成13年度)	3.7 (3.0)	5.6 (5.5)	5.3 (5.0)	5.3	-	地球温暖化問題の解決に資する科学的知見の集積を通じ、農林水産分野における研究・技術開発等に 寄与する。	確認中
					参照URL	https://www.maff.go.jp/i/budget/review/r3/index.html	

(政策分野⑳)

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	漁業協同組合系統組織	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。単に「漁業協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。
----	------------	---

(政策分野⑳)

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-24)

政策分野名 【施策名】	漁村の健全な発展	担当部局名	水産庁 【計画課/防災漁村課/加工流通課】
政策の概要 【施策の概要】	<p>漁村地域においては、景観等の地域資源、多面的機能等、漁村のもつ特性を活かして希望を持って定住できる地域を実現していくことが重要である。また、水産物は「身近な自然のめぐみ」であるとともに、国民の健康の維持向上にも寄与するものであり、その消費拡大に取り組むことが重要である。</p> <p>この中、水産物の供給拠点として極めて重要な役割を果たす漁村の健全な発展を図るため、</p> <p>①漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進 ②加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開 の施策を行う。</p>	政策評価体系上の位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I 4 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開 第2 I 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備 第2 I 6 多面的機能の発揮の促進 第2 II 3 渚泊の推進による漁村への来訪者増加 ・漁港漁場整備長期計画(注1)(平成29年3月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第1 漁場漁港整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 ・社会資本整備重点計画(注2)(令和3年5月28日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3章 計画期間における重点目標、事業の概要 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂) <ul style="list-style-type: none"> III 10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2 I [4] 1 .(3) iv)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 3. (5) 輸出を始めとした農林水産業の成長産業化 ・規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> II 3. 成長の加速や地方を含めた経済活性化に資する規制改革 ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 13. (2) v) 農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等 	政策評価実施予定時期	令和5年8月

(政策分野24)

施策(1)	漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁村の持つ特性を活かしつつ、希望を持って定住できる地域を実現するため、藻場・干潟の保全・創造等の豊かな生態系を目指した水産環境整備、水産物の安定供給基盤となる漁港機能の維持・向上、漁村地域の労働・生活環境の改善、災害に強い漁村づくり等を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】	水産業・漁村の多面的機能(注3)の発揮											
ア 漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
	0万トン	平成28年度	8万トン (累計)	令和3年度	29年度 1.6万トン	30年度 3.2万トン	元年度 4.8万トン	2年度 6.4万トン	3年度 8万トン	S↑一直	【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「豊かな生態系の創造と海域の生産力向上」を達成するため、成果目標として、「水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、水産業・漁村の多面的機能の発揮に寄与するものとして設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、水産基本計画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、長期計画において目指す主な成果として、令和3年度までにおおむね8万トンの水産物を増産するものとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。	
	把握の方法	当該年度に整備した再生漁場(注4)及び新規漁場(注5)において漁獲される水産物の増産量を、翌年度に各都道府県が行う現地調査等を通じて実績値を把握										
達成度合いの判定方法	達成率=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											

(政策分野⑳)

イ 都市漁村交流人口の増加数	0万人	平成28年度	100万人	令和3年度	20万人	40万人	60万人	80万人	100万人	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 水産業・漁村の多面的機能が発揮され、漁村の持つ魅力発信により、漁村への訪問や漁村の人々との交流の促進が期待されることから、「都市漁村交流人口の増加数」を指標として選定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(平成29年度3月28日閣議決定)の中で、漁村の活性化により都市漁村交流人口を令和3年度までにおおむね100万人増加させることとしており、年度ごとの目標値は、令和3年度の目標値を達成するため、毎年一定割合で向上させることとして、設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。</p>
					22万人	39万人	59万人	把握中			
	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握【被災3県を除く】									
達成度合いの判定方法	達成率=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

(政策分野⑭)

目標② 【達成すべき目標】		漁業地域の防災機能・減災対策の強化										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準 年度	目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	年度ごとの実績値				
								29年度	30年度			
ア 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率	約84%	令和元年度	約87%	令和7年度	-	-	-	-	約87%	S↑-他	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>社会資本整備重点計画(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、持続可能なインフラメンテナンスを推進することから、「予防保全に向けた堤防等の対策実施率」を指標として、令和7年度までに約87%と設定。</p> <p>なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。</p>	
	把握の方法		社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
	達成度合いの判定方法		達成度合=(令和n年度実績値-基準値)×5/((令和n年度目標値-基準値)×(n-2))×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

(政策分野⑳)

イ 海岸堤防等の整備率	約53%	令和元年度	約64%	令和7年度	-	-	-	-	約64%	S↑-他	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。
					-	-	-	-			【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策を推進することから「海岸堤防の計画高までの整備率」を指標として、令和7年度までに約64%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に
	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
達成度合いの判定方法	達成度合=(令和n年度実績値-基準値)×5/((令和n年度目標値-基準値)×(n-2))×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

ウ	南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率	約56%	令和元年度	約59%	令和7年度	-	-	-	-	約59%	S↑-他	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>社会資本整備重点計画(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、切迫する地震・津波等による被害軽減のため、公共土木施設等の耐震化を推進することから「海岸堤防の耐震化率」を指標として、令和7年度までに約59%と設定。</p> <p>なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に</p>	
		把握の方法		社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
		達成度合いの判定方法		達成度合= $(\text{令和}n\text{年度実績値}-\text{基準値})\times 5 / ((\text{令和}n\text{年度目標値}-\text{基準値})\times (n-2))\times 100(\%)$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

エ 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率	約77%	令和元年度	約85%	令和7年度	-	-	-	-	約85%	S↑-他	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。
					-	-	-	-			【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、統廃合や、常時閉鎖、自動化遠隔操作化等、津波到達前に安全な閉鎖体制を確保する必要があることから「水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」を指標として、令和7年度までに約85%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に
	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
達成度合いの判定方法	達成度合=(令和n年度実績値-基準値)×5/((令和n年度目標値-基準値)×(n-2))×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

オ 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	0%	平成28年度	30%	令和3年度	2%	6%	8%	12%	30%	S↑一直	【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「大規模自然災害に備えた対応力強化」を達成するため、成果目標として、「災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合」、「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合」を定めていることを踏まえ、これら成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものを指標として設定した。
					1%	3%	6%	8%			【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港(注6)において、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るための計画等が策定された漁港の割合を、0%(平成28年度)から、おおむね30%(令和3年度)に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。
	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握									
達成度合いの判定方法	達成率=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

力 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合	48%	平成27年度	60%	令和3年度	52%	54%	56%	58%	60%	S ↑ 一直	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「大規模自然災害に備えた対応力強化」を達成するため、成果目標として、「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合」を定めていることを踏まえ、これら成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものを指標として設定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>事業実施主体からの実施要望や防災・減災対策の緊急性を踏まえ、全国の漁業依存度や漁家の割合が高い漁村において、避難地となる緑地・広場施設等の整備により、防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合を48%(平成27年度)から、概ね60%(令和3年度)に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値については、令和3年度の目標値(おおむね60%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。</p>
	把握の方法		都道府県及び市町村を通じて実績値を把握【被災3県を除く】								
	達成度合いの判定方法		達成率=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
キ 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合	66%	平成28年度	100%	令和3年度	73%	80%	86%	93%	100%	S ↑ 一直	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定)において、重点課題「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」を達成するため、成果目標として、「老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものとして設定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>目標値について、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、老朽化診断の結果、岸壁及び防波堤について、その主要部に著しい老朽化が発生しており、要求性能(施設がその目的を達成するために必要とされる性能)を下回る可能性がある診断されていない漁港又はその診断に対して必要な対策が行われた漁港の割合を66%(平成28年度)から、おおむね100%(令和3年度)に向上させることを目標とした。</p> <p>年度ごとの目標値については、令和3年度の目標値(おおむね100%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。</p>
	把握の方法		都道府県及び市町村を通じて実績値を把握								
	達成度合いの判定方法		達成率=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

(政策分野⑭)

施策(2)	加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	水産物の品質・衛生管理対策の推進、加工・販売等の6次産業化の推進、加工・流通機能の発揮による適切な需給バランスの確保等により、水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給を目指す。										
目標① 【達成すべき目標】	多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
ア 魚介類(食用)の消費量	49.4kg/人年	平成26年度	46.4kg/人年	令和9年度	46.4kg/人年	46.4kg/人年	46.4kg/人年	46.4kg/人年	46.4kg/人年	F＝一直	【測定指標の選定理由】 新たな「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)において、令和9年度の1人1年当たりの食用魚介類の消費量(粗食料ベース)を46.4kgとする目標を掲げていることから測定指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 上記理由から、年度毎の目標値として「46.4kg/人年」を設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の「魚介類(食用)の消費量」を把握できないことから、前年度の概算値を用いて実績評価を行う。
	把握の方法		食料需給表(大臣官房政策課食料安全保障室)により把握								
	達成度合いの判定方法		$\text{達成率} = (\text{当該年度の実績値}) / (\text{当該年度の目標値}) \times 100(\%)$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

(政策分野⑭)

イ 水産物の輸出額	2,873億円	令和元年	5,568億円	令和7年	-	-	-	5,568億円	5,568億円	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 新たな「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すとされていることを踏まえ、「水産物の輸出額」を指標として設定した。</p>
					-	-	-	2,276億円	-		<p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すとされていることを踏まえ設定している。 なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、最終目標値を便宜的に記載している。</p>
	把握の方法		財務省貿易統計により把握								
達成度合いの判定方法		達成率=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
ウ 輸出拡大漁港数	0漁港	平成28年度	60漁港	令和3年度	6漁港	12漁港	18漁港	24漁港	60漁港	S↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「水産物の競争力強化と輸出促進」を達成するため、成果目標として、「水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港(注7)であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、輸出を拡大させる漁港数」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進に寄与するものとして設定した。</p>
					6漁港	13漁港	15漁港	16漁港			<p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港において、漁港の生産・流通機能の強化や輸出先国ニーズに対応した生産・流通体制の確保などの輸出拡大に資する取組を実施し新たに輸出拡大した漁港数を、おおむね60漁港(令和3年度)に拡大させることを目標とした。 年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。</p>
	把握の方法		都道府県及び市町村を通じて実績値を把握								
達成度合いの判定方法		達成率=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

(政策分野②④)

目標② 【達成すべき目標】		漁港における市場・流通機能の強化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
ア 新たに品質の向上 や出荷の安定が図ら れた水産物の取扱 量の割合	0%	平成28年度	50%	令和3年度	5%	10%	15%	20%	50%	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「水産物の競争力強化と輸出促進」を達成するため、成果目標として、「水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、漁港における市場・流通機能の強化に寄与するものとして設定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港において、新たに水産物の安全の確保・鮮度保持、出荷量の安定化、生産・流通コストの削減が図られた水産物の取扱量の割合をおおむね50%(令和3年度)にすることを目標とした。 年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。</p>
					6%	8%	15%	24%			
	把握の方法		都道府県及び市町村を通じて実績値を把握								
達成度合いの 判定方法		達成率=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

(政策分野⑳)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 輸出環境整備推進事業 (平成27年) (関連:3-1,2)	565 (378)	552 (180)	1,676 (1,228)	1,692	(2)-①-イ	-	0012
(2) 【TPP関連事業】 水産物輸出産地緊急対策 (平成30年度) (関連:3-4)	0.3 (0.3)	299.7 (284.1)	195.2 (194.8)	-	(2)-①-イ	-	0056
(3) 持続可能な水産業の 認証活用加速化事業 (平成30年度) (関連:3-4)	70 (翌年度繰越)	120 (67) 50 (50 翌年度繰越)	50 (49)	-	(2)-①-イ	-	0057
(4) グローバル産地づくり 推進事業のうち日本発の 水産エコラベル普及推進事業 (前年度:グローバル産地づくり 推進事業(内数)) (令和2年度)	-	-	36 (33)	36	(1)-①-ア	-	0060
(5) 農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:3-7,8,13,17,19)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	76,536 の内数 (75,944 の内数)	83,664 の内数 (81,755 の内数)	66,387 の内数	(1)-①-ア (1)-②-ア～エ	-	0150

(政策分野②④)

(6)	鳥獣被害防止総合 対策交付金 (平成20年度) (関連:3- 7,13,14,19)	11,547 (10,810)	10,886 (10,591)	11,154 (10,977)	11,005	(1)-①- ア	-	0227
(7)	農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:3- 7,8,10,13,14,15,17,1 9,20,21)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	8,452 の内数 (6,453 の内数)	9,805 の内数	(1)-①- イ	-	0229
(8)	漁港海岸事業 (昭和32年度) (主)	912 (911)	1,062 (1,061)	1,645 (1,645)	2,444	(1)-②	-	0304
(9)	水産基盤整備事業 (補助) (平成13年度) (主)	29,185 (28,868)	38,254 (37,533)	43,556 (43,062)	30,789	(1)-①- ア (1)-②- オ (1)-②- カ (1)-②- キ (2)-①- ウ (2)-②- ア	-	0305
(10)	水産基盤整備事業 (直轄) (平成13年度) (主)	2,831 (2,824)	3,829 (3,812)	3,722 (3,544)	2,473	(1)-①- ア	-	0306
(11)	浜の活力再生・成長 促進交付金 (平成17年度) (主、関連:3-22,23)	5,917の 内数 (4,978の 内数)	6,212の 内数 (5,809の 内数)	3,459の 内数 (3,160の 内数)	2,655の 内数	(1)-①- イ (1)-②- カ (2)-①- ア	-	0307
(12)	離島漁業再生支援 等交付金 (平成22年度) (主)	1,506 (1,266)	1,518 (1,327)	1,463 (1,301)	1,463	(1)-①- ア	-	0308

(政策分野⑭)

(13)	水産物流通調査事業 (平成24年度) (主)	77 (72)	75 (71)	68 (66)	34	(2)-①- ア	-	0309
(14)	水産多面的機能発揮対策 (平成25年度) (主)	2,800 (2,284)	2,855 (2,492)	2,556 (2,367)	1,800	(1)-①- ア	-	0310
(15)	【TPP関連事業】 水産基盤整備事業 (補助)(TPP対策) (平成27年度) (主)	3,300 (3,300)	4,014 (3,634)	4,607 (4,380)	-	(2)-①- ウ (2)-②- ア	-	0311
(16)	【TPP関連事業】 水産物輸出促進緊急推進事業 (平成27年度) (主)	1,084 (906)	795 (535)	69 (69)	-	(2)-①- イ	-	0312
(17)	【TPP関連事業】 水産物輸出拡大施設整備事業 (平成28年度) (主)	2,100 (2,100)	2,800 (2,800)	-	-	(2)-①- イ	-	0313
(18)	漁港機能増進事業 (平成29年度) (主)	1,783 (1,772)	2,553 (2,532)	1,724 (1,703)	800	(1)-①- イ	-	0314
(19)	【TPP関連事業】 水産物輸出拡大連携推進事業 (平成30年度) (主)	200 (翌年度繰越)	199 (184)	600 (172)	-	(2)-①- イ	-	0315
(20)	水産バリューチェーン事業 (平成31年度) (主)	-	1,378 (1,150)	4,509 (2,331)	601	(2)-①- ア (2)-①- イ	-	0316

(政策分野②④)

(21)	【TPP関連事業】 水産物輸出に係る衛生管理計画等作成支援事業 (平成30年度) (関連:3-4)	100 (翌年度繰越)	100 (39)	-	-	(2)-①-イ	輸出先国・地域が求める衛生条件等に対応し、新たな輸出先国・地域への輸出や新たな品目の輸出を可能とするために必要な調査や計画の作成、申請等への支援を行うことにより、輸出障壁に対応する環境整備をすることで、水産物の輸出拡大に寄与する。	-
(22)	グローバル産地づくり推進事業 (平成31年) (関連:3-1,2)	-	189 (166)	433 (324)	986	(2)-①-イ	海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国の求める農業規制・衛生管理に対応した生産・加工体制を構築するためのグローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨に資する行為等の取組について支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	-
(23)	日本発の水産エコラベル普及推進事業 (平成30年度) (主)	70 (69)	58 (57)	-	-	(2)-①-イ	輸出先国の事業者に対して我が国の水産資源の持続可能性や環境配慮への取組を統一的な規格に基づいて伝達することにより、市場の拡大等が可能となる。	-
(24)	漁港漁場整備法 (昭和25年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-オ (1)-②-カ (1)-②-キ (2)-①-ウ (2)-②-ア	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。	-
(25)	海岸法 (昭和31年)	-	-	-	-	(1)-②	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	-
(26)	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法 (昭和52年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。	-

(政策分野②④)

<p>(27) 収用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税等:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70]</p> <p>収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税等:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)</p>	<->	<->	<->	<->	(1)-②-ア、イ	<p>公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。 土地等の収用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を効率的に進めることで目標の達成に寄与する。</p>	-
<p>(28) 公害防止用設備等の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例[固定資産税・都市計画税:地方税法附則第15条②] (昭和44年度)</p>	<3>	<0.5>	<1.3>	<0>	(2)-①-ア	<p>特定の公害防止関連施設を取得した場合に固定資産税の1/3~2/3の税額控除を行うことが出来る。 加工業者の負担軽減は適切な需給バランスの確保に寄与する。</p>	-
<p>政策の予算額[百万円]</p>	58,130 <87,828>	71,537 <91,886>	78,063 <95,575>	54,600 <78,847>	<p>参照URL</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/budget/review/r3/index.html</p>	
<p>政策の執行額[百万円]</p>	55,560 <84,493>	68,515 <88,779>					

(政策分野⑭)

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和3年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 復興水産加工業等 販路回復促進事業 (平成24年度)	1,254 (1,159)	1,227 (1,080)	1,182 (990)	1,115	-	-	復-0111
(2) 【参考:復興庁より】 水産基盤整備事業 (補助) (平成24年度)	9,748 (9,111)	5,538 (5,472)	2,876 (2,725)	83	-	-	復-0112
(3) 【参考:復興庁より】 農山漁村地域整備 交付金 (平成24年度)	10,975 の内数 (10,021 の内数)	15,085 の内数 (14,271 の内数)	13,025 の内数 (12,683 の内数)	1,035 の内数	(1)-②- ア~エ	-	復-0113
(4) 【参考:国土交通省より】 北海道開発事業(補 助)のうち水産基盤 整備事業 (昭和26年度)	9,902 (9,867)	15,544 (15,487)	()	9,095	(1)-①- ア (1)-②- オ (1)-②- カ (1)-②- キ (2)-①- ウ (2)-②- ア	-	国-0484

(政策分野⑭)

(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち 水産基盤整備事業 (昭和28年度)	11,864 (11,444)	12,568 (12,268)	()	9,718	(1)-①- ア (1)-②- オ (1)-②- カ (1)-②- キ (2)-①- ウ (2)-②- ア	-	国-0479
(6)	【参考:内閣府より】 水産基盤整備に必要な経費 (平成13年度)	4,210 (4,200)	3,303 (3,278)	()	4,272	(1)-①- ア (1)-②- オ (1)-②- カ (1)-②- キ (2)-①- ウ (2)-②- ア	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。	確認中
(7)	【参考:内閣府より】 地方創生推進交付金 (平成28年度)	1,462 (889)	1,801 (1,286)	1,912 (1,233)	1,702	(1)-①- イ (1)-②- オ～キ	地域再生計画に基づき複数の施設を総合的に整備する事業のうち、漁港施設、漁業集落排水施設の整備により、漁業地域の防災機能の強化、漁村の生活環境の改善に寄与する。	確認中
(8)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業 のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:2- 7,8,13,19)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	4,925 の内数 (4,885 の内数)	()	3,865 の内数	(1)-①- ア (1)-②- ア～エ	-	国-0479
(9)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業 のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:2- 7,8,13,19)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	1,456 の内数 (1,456 の内数)	()	1,110 の内数	(1)-①- ア (1)-②- ア～エ	-	国-0480

(政策分野⑳)

(10)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金(平成22年度)(関連:2-7,8,13,19)	10,294の内数	11,657の内数	()	9,363の内数	(1)-①-ア (1)-②-ア～エ	-	国-0484
		(10,234の内数)	(11,619の内数)					

参照URL

<https://www.maff.go.jp/i/budget/review/r3/index.html>

- (注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	漁港漁場整備長期計画	漁港漁場整備長期計画とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定に基づき、5年を一期として閣議決定しているもの。計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を規定している。
注2	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。
注3	水産業・漁村の多面的機能	水産業及び漁村の有する水産物を供給するという本来的機能以外の多面にわたる機能をいい、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の維持・形成などがある。
注4	再生漁場	堆積物除去等の実施により、効用を回復させた漁場。
注5	新規漁場	新たに整備した漁場。
注6	水産物の流通拠点となる漁港	主要な水産物の産地市場を開設している漁港。
注7	水産物の生産拠点となる漁港	地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港。
注8	高度な衛生管理対策	水産物の高度な衛生管理とは、陸揚げから流通・加工の一連の処理過程で、細菌等の混入を防ぐなどの管理の徹底を図ること。具体的には、漁港における衛生管理基準に基づき、清浄海水導入施設の整備による陸揚げ処理水等の管理、排水処理施設の整備による港内水質管理、排水の滞留防止、鳥獣侵入防止施設など荷捌所における危害侵入防止、異物混入防止、屋外作業時の風雨等による危害侵入防止等の徹底を図り、その達成状況は、都道府県知事等の漁港管理者が判断する。

(政策分野⑭)